

## 京都市会基本条例の検証・評価の実施手法（委員長素案）

### 1 評価の種別

自己評価

#### 👉 考え方

まずは自己評価のみとし、市民評価及び第三者（学識者等）評価を実施するかどうかについては、将来的に必要なに応じて検討してはどうか。

### 2 検証・評価の実施頻度

まずは平成29年度に一度実施することとし、それ以降については、当該結果を踏まえ、必要なに応じて実施する。

### 3 検証・評価の対象とする条文

全条文（ただし、条文の性質に応じて協議の進め方を変える必要がある。）

#### 👉 考え方

条例には、①市会や議員の役割等について定めた理念的な条文、②具体的な取組について定めた条文、③京都市会の決まりごとを定めた条文（(例) 会派は2人以上の議員で構成すること）、④他の条例に規定していることのみを定めている条文など、性質の異なる条文があることから、全ての条文が一概に検証・評価の対象としてなじむものではない。そのため、具体的な実績に基づいて評価しやすい②について協議することを基本に、①、③及び④については、見直し等の意見を含め、所感等を聞くにとどめる。(条文の性質に応じた分類(案)は別紙のとおり。)

また、新たに条例に規定すべき内容があるかどうかについても意見を聞くこととする。

#### 4 検証・評価作業の進め方

評価項目ごと（※）に作成した評価シートに基づき、各会派において評価内容の検討、取りまとめを行った後、それを基に協議を行い、評価結果を取りまとめる。

※ 逐条ではなく、一定の評価項目に分類のうえ検証・評価する。

＜A分類の条文の評価シートのイメージ＞

- ・ 3段階評価とする。
- ・ 評価の理由記載欄や自由記載欄を設ける。
- ・ 条例改正の有無及びその理由記載欄を設ける。

＜B分類の条文の評価シートのイメージ＞

- ・ 評価対象の基準時期は、平成26年3月末（条例施行前）と平成29年3月末とする。
- ・ 評価項目ごとに、評価に当たっての実績（できる限り数値化）を示す。
- ・ 5段階評価とする。
- ・ 評価の理由記載欄や自由記載欄を設ける。
- ・ 条例改正の有無及びその理由記載欄を設ける。

#### 5 評価結果の取扱い

到達が不十分な項目については、原因を分析し、対応策を検討する。この場合、評価段階においては検討課題を提示するにとどめ、対応策については、評価後にそれぞれ検討する。

また、評価の結果、条文の見直しの必要性が生じた場合は、条例改正を行うこともあり得る。

##### 考え方

評価を行うこと自体が目的ではなく、議会活動の改善サイクルを循環させることが目的であることを考えると、当然ながら、取組が不十分なものについては対応策を検討し、改善につなげていくことが求められる。

#### 6 評価結果の公表

市会ホームページ等で評価結果を公表する。

##### 考え方

条例で市会が市民に約束した内容がどのようになっているかを明らかにするため、市会ホームページ等で評価結果を公表する。